

服薬（誤薬）事故防止 対応マニュアル

（2026年4月）

〔株式会社そるーな〕

〔北海道北見市東相内町524番地1〕

〔0157-57-3896〕

服薬（誤薬）事故防止・対応マニュアル

このマニュアルは、施設内の利用者における服薬事故（誤薬等）に対し、適切に対応し円滑に解決するため、服薬事故防止の基本事項および事故発生時の対応について定めるものである。

1 服薬（誤薬）事故の定義

次のような事例を服薬（誤薬）事故とする。

- ① 他の利用者の薬を誤って与えた
- ② 薬の投与量を誤った
- ③ 与薬漏れ（落薬の発見を含む）
- ④ 指定時間と異なる時間に投与した

2 服薬（誤薬）事故防止の基本事項

日常業務の中で服薬事故を防止するため、施設内外（外出時等を含む）において、すべての介護従事者が共通して認識しておくべき基本事項を次のとおり定める。

（1）危機意識を持つこと

服薬行為には事故のリスクが伴うことを理解し、誤薬事故はいつでも起こり得るという認識を持って業務にあたる。

（2）利用者の安全と尊厳を尊重すること

利用者の安全と尊厳を最優先に考え、状況に応じて適切に対応する。利用者本位の支援を徹底することが事故防止の基本である。

（3）確認・再確認の徹底

服薬介助を行う際は事前確認を徹底する。不明点がある場合は必ず看護職員等に相談し、理解したうえで実施する。

（4）正確な記録

服薬記録は正確かつ丁寧に記載する。必要に応じて上司や同僚の確認を受け、服薬介助の質の向上につなげる。

（5）健康管理とチームワーク

介護従事者は自身の心身の状態を把握し、不調時には特に慎重に業務を行う。管理者は職場環境やチームワークを把握し必要に応じて改善を行う。

3 服薬（誤薬）事故発生時の対応

服薬事故は利用者の健康に重大な影響を及ぼす可能性があるため事故発生時には冷静かつ迅速に対応する。

4 利用者及び家族への対応

① 利用者への処置

服薬事故が発生した場合は、直ちに利用者の状態を確認し、必要な応急処置を行う。その後、看護職員へ連絡し適切な対応を行う。

② 責任者への報告

速やかに施設管理者へ報告する。施設で対応できない場合は協力医療機関へ搬送し、医師の指示を受ける。

③ 利用者および家族への説明

処置後できるだけ速やかに、利用者や家族へ事故の状況を誠意をもって説明する。過誤が明らか場合は施設管理者が謝罪する。なお事故直後は状況が不明確な場合も多いため説明は慎重かつ誠実に行う。

④ 損害賠償

施設に賠償責任が生じた場合は、加入している損害保険により補償する。

⑤ 事故記録

利用者への対応後、速やかに服薬（誤薬）事故報告書を作成する。事故の概要、利用者の状況、処置内容、今後の見通し、家族への説明内容等を記録する。

5 内服介助及び外用薬の処置

内服介助および外用薬の取扱いについては、以下の資料を参照する。

別添1「利用者内服介助方法」

別添2「外用薬の基本的処置」

6 行政機関への報告

重大な服薬事故や利用者の死亡など重大な事案が発生した場合は速やかに北海道および北見市へ報告する。

附則 このマニュアルは

令和 1年 7月 1日から適用する

令和 2年 8月 1日改訂

令和 6年 3月 1日改訂

令和 8年 4月 1日改訂